

Chugin

NEWS RELEASE



平成23年10月3日
株式会社 中国銀行

みずほ信託銀行の「遺言信託業務」「遺産整理業務」（信託代理店）取扱開始について

当行では、10月3日（月）より、みずほ信託銀行の信託代理店として「遺言信託業務」、「遺産整理業務」の取扱いを開始しました。

1. 遺言信託・遺産整理業務の概要

- （1）遺言信託業務：遺言書、遺産分割のアドバイス、遺言書の保管、遺言執行等をおこないます。
- （2）遺産整理業務：相続人・遺産の調査、相続財産目録の作成、遺産配分の確定、相続財産の配分等をおこないます。

2. 取扱開始日

平成23年10月3日（月）

3. 取扱店

15か店

本店営業部、岡山駅前支店、奉還町支店、岡山南支店、岡山西支店、西大寺支店、児島支店、倉敷支店、総社支店、笠岡支店、津山支店、福山支店、広島支店、高松支店、大阪支店

4. その他提携金融機関

「遺言信託業務」、「遺産整理業務」についてはみずほ信託銀行以外に住友信託銀行、中央三井信託銀行の信託代理店として取次ぎをおこなっております。

5. 取組体制

当行では、遺言信託・遺産整理業務代理店を充実させることにより、相続・資産承継や相続発生時の複雑な手続きに関する悩みを解決し、円滑な財産承継を望まれるお客さまのニーズに積極的にお応えしていきたいと考えております。

以上